

○津軽広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成17年3月31日条例第1号)

改正 平成28年2月25日条例第3号

令和元年11月22日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げるものとする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他広域連合長が必要と認める事項

(委託事務の状況の確認)

第4条 広域連合長は、毎年7月31日までに、法第7条第4項の規定に基づき公平委員会の事務を委託している青森県人事委員会の前年度における委託事務の状況を確認しなければならない。

(委託事務の状況の確認事項)

第5条 前条の規定により広域連合長が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 広域連合長は、第2条の規定による報告を受けたとき及び第4条の規定による

確認をしたときは、毎年12月31日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による確認内容を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、津軽広域連合公告式条例（平成10年津軽広域連合条例第1号）に規定する掲示場に掲示して行うほか、適当な方法によりこれを広報しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、人事行政の運営等の状況の公表に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月22日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中津軽広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条の改正規定（「6月」を「6か月」に改める部分に限る。）及び第5条第1項の改正規定、第5条中津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例第2条の2、第17条及び第18条の改正規定、第7条中津軽広域連合の職員の給与に関する条例第8条、第9条第1項及び第3項から第5項まで、第11条並びに第12条の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 会計年度任用職員の選任等のために必要な行為は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定による施行の日を除く。）前においても行うことができる。

(津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 3 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第3項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第17条の2第3項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改める。